

# 公 告

令和 8 年 4 月 15 日  
土佐町長 和田 守也



下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、土佐町財務規則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 8 号）第 76 条の規定により公告します。

## 記

### 第 1 入札に付する事項

1 業務名	令和 8 年度 土佐町小中学校プールデッキ購入
2 納入場所	高知県土佐郡土佐町宮古野
3 概要	別紙のとおり
4 履行期間	契約締結日～令和 9 年 5 月 31 日
5 予定価格	事後公表
6 入札方式	一般競争入札
7 落札方式	価格競争
8 仕様書の閲覧方法	土佐町役場掲示板（本庁舎・田井支所・地藏寺支所・西石原出張所）、土佐町ホームページ
9 仕様書等の質疑	教育委員会 TEL：0887-82-0483 FAX：0887-70-1317 質疑期限：令和 8 年 4 月 20 日（月）午後 5 時 15 分 回答期限：令和 8 年 4 月 21 日（火）午後 5 時までに土佐町ホームページに全質問に対する回答を掲載

### 第 2 入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加できる者は、当該工事等の入札参加者として次に掲げる全ての要件を満たし、資格を確認された者（以下「入札参加者」という。）とする。

（1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2） 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、土佐町長が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項若しくは第 2 項

の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) 一般競争入札においては、当該一般競争入札参加資格有とされたもの（入札日前日までに、本町の指名競争入札参加者名簿に登録されているもの）

(4) 代表者又は役員等が、土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定（平成 25 年土佐町規則第 21 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれにも該当しないもの。

(5) 本件仕様書に記載された項目に全て対応できること。

(6) 土佐町制限付き一般競争入札事務取扱規程に基づき行う入札においては、公告において指定した期日までに所定の書類を添え、町長に入札参加の意思を申し出、確認を受けたもの。

なお、当該入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に「一般競争入札参加申請書」（以下、「申請書」という。）を提出しなければならない。申請書を提出していない場合は、入札に参加することができない。

なお、申請書の提出に当たっては、持参又は郵送（書留）するものとし、電送による申請は受け付けない。提出後、総務課受付印押印済の申請書の写しを受け取ること。

1 申請書の様式取得	土佐町ホームページ
2 申請書の受付期間	公告の日から令和 8 年 4 月 24 日（金）までの閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。 持参又は郵送による提出。
3 申請書の提出場所	〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居 194 土佐町役場本庁 2 階 総務課 TEL : 0887-82-0480

### 第 3 契約条項を示す場所及び日時

1 契約条項を示す場所	土佐町役場本庁 2 階 総務課
2 日時	令和 8 年 4 月 15 日（水）午前 10 時

### 第 4 入札の場所及び日時

1 入札日時	令和 8 年 4 月 27 日（月）午前 10 時 00 分
2 入札場所	土佐町役場本庁 2 階 会議室 高知県土佐郡土佐町土居 194
3 入札書の提出	「第 4 入札の場所及び日時」に記載の箇所へ持参し、入札担当の指示のもと投かんする。 次の方法により、郵送による入札を可能とする。

	<p>(1) 入札書は、入札件名、入札日時及び氏名（法人の場合は、商号、名称）を記載した封筒に入れ、これを投かんする。</p> <p>(2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを投かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するよう郵送する。</p> <p>前項の規定により郵送によって入札する場合であって、再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には同項に規定する事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。</p>
4 落札決定	<p>入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>

第5 入札保証金に関する事項

不要

第6 最低制限価格の設定の有無

無

第7 入札の無効に関する事項

土佐町一般競争入札心得（平成30年土佐町訓令第4号）第9条に該当した入札は、無効とする。

第8 土佐町一般競争入札心得の各条項を承知のこと。

第9 入札実施機関（入札に関する問い合わせ先）

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居194

土佐町役場総務課

TEL : 0887-82-0480

FAX : 0887-82-2681